

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善計画

1 看護職員と他職種との業務分担

(1) 薬剤師

1. 病棟への薬剤の払出しは点滴、注射等を患者単位で準備し、病棟看護師の負担の軽減を図る。
2. 薬剤の効能効果、用法用量など最新情報が、確認できるようファイルを作成する。
3. 院外処方体制を維持し、薬剤師が病棟での服薬指導を担うことにより、医師及び看護師の負担の軽減を図る。

(2) 事務職

入院等受付業務を集中化し、入院案内等各種手続きを事務職が行うことで、看護師が本来の看護業務に専念できる体制を整備する。

2 看護職員の勤務時間の把握等

- (1) 看護配置基準を維持できるよう看護職員数を適正に管理し、職員 1 人当たりの業務負担を軽減するとともに、年休等休暇が取得しやすい体制を整備する。
- (2) 夜勤・交代勤務の就業規則に添った勤務形態にするため、変則交替制勤務を拡充するとともに勤務形態変更に合わせて環境を整備する。
- (3) 3 交代の夜勤において、残業が発生しないように病棟毎にシフト管理する。
- (4) 専門及び認定看護師資格取得のための長期研修を職免扱いとすることで、専門分野の知識、技術等の習得を支援する。

3 妊娠・子育て中の看護職員に対する配慮

- (1) 妊娠中の夜勤の減免制度については、本人からの申し出により夜勤の減免を認める。
- (2) 子育て中の夜勤の減免制度については、本人からの申し出により夜勤の減免を認める。
- (3) 他部署等への配置転換については、本人からの申し出により配置転換の配慮を行う。
- (4) 育児短時間勤務については、本人からの申し出により短時間勤務を認める。

4 看護補助者の配置

看護補助員を適正に配置、活用し、看護職員の業務負担の軽減を図る。病棟内においては、看護職員が行う書類・伝票の整理・作成の代行や診療録の準備等についても業務分担を推進する。

5 役割分担推進のための委員会

- (1) 役割分担推進のための委員会は「勤務環境改善委員会」とする。
- (2) 当計画の実施状況等について、年 1 回以上委員会に報告し審議を行う。
- (3) 参加職種は次のとおりとする。

医師、看護師、作業療法士、心理士、精神保健福祉士、栄養士、事務職

6 計画達成の目標年度

令和 9 年度